

ふるさとを回顧と展望 ウェルカム21ぎふ 2000年(平成12年)1月1日-12月31日



# 72000

岐阜駅高架下、アクティブGが7月7日にオープン (記事8頁)



**岐阜県 中小企業団体中央会**  
 岐阜市藪田南5丁目14番53号  
 岐阜県県民ふれあい会館12階  
 毎月15日発行  
 購読料 年間1,500円(1部125円)  
 発行人 森本安彦  
 事務局直通電話  
 管理調整 〒A058-277-1100(代)  
 広報振興 〒A 058-277-1101  
 広報指導 〒A 058-277-1102  
 調査労働 〒A 058-277-1103  
 情報企画 〒A 058-277-1104  
 事務局FAX番号 058-273-3930

### 主な記事

中央会理事会で専門委員会委員等決まる	2・3
第52回全国大会の岐阜県要望事項	4・5
組合法及び団体法に関する通達の一部改正等	3
海外駐在員レポート 7 五月の景況調査	6
組合等の動き	8・9
年暑中見舞い広告	12・19



県民待望の「アクティブG」が七月七日オープンした。

これは、岐阜駅周辺鉄道高架事業により生み出された高架下空間を利用した

、岐阜駅を県都の玄関口にふさわしい、活力あふれる快適で魅力あるものとし、県内の観光・文化等の多彩な地域資源を国内外に情報発信し、PRするための中核施設として、かねてから岐阜県が整備していたものである。

商店街は、地域社会において、「アクティブG」商業面はもとより地域の伝統・文化等の担い手として貢献するとともに、自らも地域の発展に合せて成長してきた。その地域商業の中心的存在である

商店街が今、衰退し、「まち」をも巻き込んだ形で空洞化の一途を辿っており、岐阜県は勿論全国的に大変厳しい現状である。

このような状況の中で、このほどオープンした「アクティブG」(ワールドデザインシティ・GIFU)のオープンは、県民が待ちに待ったものである。

「まち」とは、人々がモノ・サービスを受取る

るとともに、集い、住み、働き、交流する場であり、かつ商業施設が高密度で集積している所でもある。

当施設は、岐阜駅周辺を含む商業集積地域に新たな魅力・活力・賑わいをもたらそうとスタートしたプロジェクトでもある。

開発内容は、「おしゃれ」「健康」「楽市楽座」をコンセプトに、「匠の工房」国内外からアーティスト、デザイナー、職人が集い、「創作」「販売」「情報発信」の三つの機能を持つ、世界でもはじめての拠点施設 「楽市楽座」

「楽市」什器、食材など可能な限り県産品を使用するなど、「メイドイン・ギフ」を体感できる飲食物販売施設 「マーケット

プラットホーム」アパレル製品の売れ筋情報に詳しい専門家を活用した日本初の卸売りマーケット 「複合型健康施設」様々な風呂が楽しめる温泉利用の温浴施設・会員制のフィットネスクラブなどが配置されている。

当施設は、県都岐阜市と岐阜県の活性化の起爆剤として各方面への相乗効果が大いに期待されている。

## 「アクティブG」オープン

### 県都の活性化促進

新役員で理事会を開催

# 専門委員会・部会メンバー決まる 全国大会要望事項とりまとめ

中央会は六月二十二日、県民文化ホール未来会館で新役員改選後、初めての『理事会』を開催した。理事会の議題は、顧問、相談役、参与の選任、部会及び専門委員会の設置、新規加入組合の承認、第52回中小企業団体全国大会の要望事項とりまとめ、全国大会被表彰者の推薦、の五議案を審議し、それぞれ承認された。

## 新理事での理事会開催

中央会の第45回通常総会で新役員が選ばれ、新体制のもと初めての理事会を開催、理事会では社会長が議長を務め、森本

専務理事が各議案の説明を行い、各議案とも承認された。顧問・相談役・参与の選任は、中央会の選任規程に基づき人選



中央会理事会

を行い、梶原拓 岐阜県知事ら十四人を選任し、今後の中央会活動などについて助言・指導を受けることとなった。会長の諮問機関である専門委員会の委員も新役員や青年中央会の役員から総合・金融・税制・商業・技術・労働・情報の六専門委員会により、各専門分野に関する諸課題などについて協

議することとなった。

部会は、事業協同組合など五部会の正副部会長を定め、専門委員会とらえきれない組合種別別の諸問題を協議していく。

第52回全国大会の要望事項取りまとめでは、二十一要望を提出し、その要望事項を七月六日に開催された『東海北陸フ

ワック事務局代表者会議へ岐阜県

の要望事項(四・五頁参照)として提出した。

また、社会長は、七月四日から欧州産業視察団を中央会として派遣するが、その報告などは次の理事会などの機会をみて報告しますと閉会のあいさつをした。

## 顧問・相談役・参与(敬称略)

〔顧問〕

- 梶原 拓(岐阜県知事)
- 田口淳二(岐阜県議会議長)
- 井上孝二(岐阜県中小企業団体中央会・前会長)

〔相談役〕

- 新家武彦(岐阜県農林商工部商工局長)
- 川島秀雄(岐阜県繊維協会・会長)

〔参与〕

- 足立幸太郎(社団法人岐阜ファッション産業連合会・理事長)
- 籠橋久衛(岐阜県陶磁器産業連盟・会長)

- 神山公一(岐阜県紙業連合会・会長)
- 星野鉄夫(岐阜県機械金属協会・会長)
- 渡辺邦彦(岐阜県木工連合会・会長)
- 武藤昭三(岐阜県プラスチック工業組合・顧問)
- 安江政弘(岐阜県食品産業協議会・会長)

- 大崎 宏(商工中金・岐阜支店長)
- 額瀬正彦(岐阜県信用保証協会・理事長)

## 各専門委員会

〔総合専門委員会〕

- 担当専務理事：森本安彦
- 委員長：高橋敏博

- 副委員長：松野 力・渡邊 克郎・澤野美得
- 委員：中村茂樹、横山清

進・松野幸昌・加藤 潤・野口千寿雄・廣瀬隆己・中島喜昭・大野秀穂・田中尚夫

(担当) 管理調整チーム

〔金融税制専門委員会〕

担当副会長 戸島一博

委員長 角田 博

副委員長 後藤利夫・川島誠之・脇田一夫

委員 越智昭夫・土井宏之・福井郁夫・若尾芳司・雁部吉・杉山正裕・柴田卓男・森下治・金津洋一

(担当) 組織指導チーム

担当副会長 河野直喜

委員長 北川 均

副委員長 坂崎義雄・永井泰雄・松尾圭造

委員 高橋國夫・毛利静雄・藤垣 孟・玉木 壽・西村嘉康・堀 克己・森本正司・山岡利安

(担当) 広報振興チーム

担当副会長 岡本太右衛門

〔技術専門委員会〕

委員長 大松利幸

副委員長 戸田清佐・今井實郎・安藤 明・安藤日出武

委員 小石裕司・玉樹成三・北村正敏・松波俊宣・野田豪一・畑中昌平・牧野政芳・田口日出生・小島基弘

## 組合法及び団体法に関する 通達の一部改正

中小企業庁は五月三十日、「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律」に関する通達の一部改正等について、平成十二年五月三十日付け、平成十二年四月七日企庁第一号を各通商産業局長及び各都道府県知事に通達した旨の通知が全国中央会長あてにあった。

これは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)に基づき、中小企

業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律における都道府県に対する機関委任事務が廃止されたこと等に伴い、中小企業庁長官通達で、従来の通達の一部を改正することとし、中小企業庁経営支援部長通達で、従来の通達を廃止することとしたものである。

同長官通達により、「事業協同組合の価格調整事業の指導」について、昭和四十一年九月二十一日付け四一企庁第一三六七号)によって、従来の事

〔労働専門委員会〕

担当副会長 宮地吾郎

委員長 岩田仲雄

副委員長 兼松誠吾・小西輝幸・青木貞夫・旗 政廣

業協同組合の価格協定に関し、所管行政庁から中小企業庁組織課長に対し報告するよう求めていた部分が削除され、「協業組合制度の運用」について、平成四年三月三十一日付け四企庁第二五一号)によって、従来、協業組合について、都道府県知事が通商産業大臣から委任を受けていた権限を行使したときに通商産業大臣に行う通知について、その写しを主務大臣に対しても送付することとされていた部分が削除された。

また経営支援部長通達により、中小企業等協同組合及び商工組合等の設立解散状況に

委員 岩井三千昭・服部 昇・下平 治・加藤幸平・本田行雄・楓 和夫・宮嶋孝志

(担当) 調査労働チーム

〔情報専門委員会〕

担当副会長 関 道朗

委員長 大鹿洪司

副委員長 老田正夫・加藤 都喜男・高木雄一

## 中央会 部会

〔事業協同組合部会〕

部長 岩井三千昭

副部長 竹中芳弘・森本正司・土井宏之

〔信用組合部会〕

部長 杉山正裕

副部長 前田修平

〔企業組合部会〕

部長 辻 守重

副部長 森下 治

〔商工組合部会〕

部長 小木曾 洋

副部長 福井郁夫

〔協業組合部会〕

部長 中村茂樹

副部長 楓 和夫

〔商店街振興組合部会〕

部長 越智昭夫

副部長 北川 均

について中小企業庁に対し報告することを求めている通達昭和五十五年三月二十六日付け五五企庁第二六三号)及び事

## 中小企業組合法の一部改正

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法の一部を改正する法律により、中小企業団体の組織に関する法律(第十八条)三十条、三十二条

業協同組合等の模範定款例を定めていた通達平成三年六月十二日付け三企庁第一三六二号)が廃止された。

等)における商工組合の行う安定・合理化事業が廃止された。平成十一年十二月二十二日公布、平成十二年三月二日施行。

# 第52回中小企業団体全国大会に際しての国等に対する業界要望事項

## 【総合部門】 一、中小企業対策及び組織化対策等について

わが国経済は、情報通信関連を中心に設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、自立的回復に向けた動きが徐々に現れているものの、個人消費が低迷し、失業率も高水準で推移するなど、先行き不透明感がまだ払拭されておらず、特に、中小企業は、引き続き厳しい状況にある。

このため、中小企業が健全な発展を遂げるためには、自助努力は勿論であるが、平成十三年度予算編成に当たっては、次の項目について配慮すること。

中小企業対策予算については、中小企業が新中小企業基本法の下で、経営革新や創業・新規事業の創出に積極的に取り組む、わが国経済のダイナミズムの源泉としての役割を現実に果たしていくためには、国等のキメ細かな配慮と財政的裏付けが必要である。中小企業がこのような下で、経営革新や創業・新規事業の創出に積極的に取り組む、発展基盤の形成・強化を図ることを、中小企業への強力な支援をはじめ、中小企業施策の抜本的な強化を図るため、中小企業対策予算の大幅な増額を図ること。

組織化対策と中央会指導体制については、産業構造の急速な変化等により増大する中小企業の組織化ニーズが緩やかな連携を含む、に対応するため、組織化対策予算を拡充するとともに、中小企業の多様なニーズに対応できるよう中央会指導員の資質向上を図るための研修の充実のほか、組織化政策の推進の核となっている中央会がその指導機能が十分に果たせるよう万全の措置を図ること。

二、中小企業組合士の地位向上について  
全国中小企業団体中央会が、昭和四十九年度より実施している、中小企業組合士制度は、組合事務局の資質向上を図るとともに、中小企業組合の活力ある発展と企業の育成に寄与している。しかし、国認定の資格制度に比べ社会的地位も低く、現下の厳しい経済環境の中で、中小企業者が力を維持するためには、組合組織が果たす役割も極めて高く、組合士の役割は大きなものがある。

このため、中小企業組合士の社会的地位と資質向上並びに組合士制度促進のため、中小企業組合士制度を国の認定制度にするとともに、中小企業大学校等の組合士研修の単独カリキュラムを制度化すること。

【組織部門】  
一、中小企業連携組織対策の強化について  
商工組合のカリテール事業の廃止に伴い、商工組合制度が、社会的に一層積極的な対応が要請されている環境・リサイクルエネルギー・安全等の問題に対して業界ごとの円滑な取り組みの推進役としての役割などにシフト

されている。そこで、商工組合が新たな役割を進めていくためにも、商工組合への支援施策調査・研究・研修・事業化等などを一層充実すること。

【金融部門】  
一、中小企業金融対策について  
政府系中小企業金融機関の貸付制度について、貸付資金量を十分に確保するとともに、貸付枠の拡大、貸付金利の引き下げ、返済期間の延長、無担保貸付制度の拡大などについて景気が確実に安定軌道に乗るまで、きめ細かな中小企業金融対策を講ずること。

二、信用補充制度について  
「中小企業金融安定化特別保証制度」により、借り入れた企業の返済期間が到来し、長引く景気低迷により、なお返済不能の企業も多く、返済期間及び取扱期間(平成十三年三月三十一日)をさらに延長することともに、保証料率の引き下げ、無担保保証枠の拡大など制度の拡充を図ること。

【税制部門】  
一、バトン減税の継続について  
平成十一年度より導入された特定情報通信機器の即時償却(バトン減税)は、中小企業の情報通信機器導入に際し、効果を上げている。今後更なるIT革命に対応するために、も同特別措置(平成十三年三月三十一日)をさらに延長するとともに、対象機器の拡大並びに取得価額の限度額(現行百万円未満)を引き上げること。

二、技術研究組合等に対する支出金の特別償却について  
中小企業組合等の経営基盤の強化を図るためには、新技術・新商品を開発することが求められている。

その技術研究用資産取得のための費用又は負担金を支出した場合には、支出時に損金又は必要経費に算入できる措置として、平成十三年三月三十一日までの適用期間をさらに延長すること。

三、中小企業税制の一層の充実について  
中小企業が現在の閉塞状況を打破し、21世紀に向けて経営基盤の強化と活力を増進を図ることができるよう、次により、一層の税負担の軽減等を図ること。

法人事業税への外形標準課税導入の反対「原則」として所得を課税標準とする現行制度から外形標準標準への切り換えは、業種・企業規模や地域間で税負担の大幅な変動が生じる恐れが極めて大きい。また、事業活動価値のなかりの部分(賃金・固定資産等)が占めることから、企業の雇用や投資活動に抑制的に作用し、経済活力を削ぐ恐れがあること、給与総額・支払利子や賃借料の範囲・基準によつては資料作成が新たに必要と成り、企業の納税事務負担が増大し、税制が目指す簡素性に逆行するなど、現下の中小企業にとっては大きな負担となり、外形標準課税導入は行わないこと。

固定資産税の税率の引き下げ  
「固定資産税の負担水準の引き下げ」は平成十一年度評価替えに伴い、宅地に係る固定資産税の見直しを行ったが、課税の公平の観点から、負担水準の高住宅地の税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を促進する措置を平成九年度評価替えに引き続き実施し

ていることであるが、更なる引き下げを図ること。

道路特定財源制度の堅持について  
「道路は住民生活に直結した最も基本的な施設であり、遅れている地方の道路整備、また、地方はもとより大都市の生活・経済を支える上で欠くことのできない地方の道路整備は必要不可欠なものである。」

しかし、政府の税制調査会で、道路特定財源諸税を一般財源化するべき」と側面しているが、道路特定財源の一般財源化をすることなく、地方の道路整備財源を充実、強化をさらに図ること。

【近代化・高度化部門】  
一、高度化資金融資制度について  
時代の変化が激しい現状において、現行制度では、計画してから貸付実行までに三年を要し、借入時には実態に合わない場合が多々ある。したがって、事前着工範囲の拡大、手続きの簡素化等、早期貸付措置を講ずること。

貸付利率の引き下げを図ること  
現行は、原則として二・七%、但し、平成十四年三月三十一日までの貸付については二・一%の措置がとられている。

【流通部門】  
一、取引慣行について  
公正競争取引を阻害する不当廉売や過大広告及び大型小売店舗等による不公平な取引慣行(優越的地位の乱用)によつて、中小企業の経営を圧迫する要因となっている。

したがって、公正取引委員会は実態を十分に把握し、厳重かつ積極的な監視を行うなど、適切な措置を図ること。

二、大規模小売店舗立地法について  
大規模小売店舗立地法の施行平成十二年六月一日にあつては中心市街地の活性化並びに地域の街づくり等の視点に立ち、中小商業の役割が十分に機能するように地域の実情に即した柔軟かつ適切な運用を図ること。

三、中小小売商業活性化対策について  
景況が上昇傾向にあると言われていたが中心商店街の現状は、郊外大規模店の進出により、空洞化が一層進み、大変厳しい現状にある。

魅力のある商店街・商業集積づくり推進のための支援策の一層の強化と空洞化する中心市街地の商業機能の活性化を図るための抜本的かつ総合的な中小小売商業振興及び活性化対策を講ずること。

四、原産地表示の徹底について  
家庭用品品質表示法並びに不当景品類及び不当表示防止法では事業者に対し、成分・性能・用途・原産国等の品質表示が義務付けられている。

しかしアジアを中心とする安い繊維製品やポリウム品や陶磁器製品等の輸入増加により国内繊維・陶磁器製品等の受注が激減している。また輸入繊維・陶磁器製品等の中には原産地表示が明確にされておらず、消費者には判別しがたい状況となっている。

このため、輸入業者に対し、輸入繊維製品や陶磁器製品等の原産地表示を徹底するよう国において指導すること。また、国内製品の需要確保について特段の配慮を行うこと。

一、高齢者雇用対策について  
〔労働部門〕

少子高齢化の急速な進展の中で、今後とも経済社会の活力を維持発展させていくためには、高齢者の高い就業意欲が活かされ、その有する能力が十分に発揮されることが必要不可欠となる。高齢者の雇用の現状が依然として厳しく、今後六十歳以上の労働人口が大幅に増加することが見込まれる中で、高齢者の雇用機会の確保が一層重要となる。このため、高年齢労働者の持つ能力を積極的に活用して新たな事業を検討・実施しようとする企業に対しての支援策の拡充強化を図ること。

特に、高齢者に対する創業支援策である、高年齢者共同就業機会創出助成金は、単年度助成事業であり、その支給対象者の条件の一つに、法人の設立登記の日以降六月以上、事業を営んでいる事業主であることあり、平成十二年九月三十日までに法人の設立登記を行った事業主までが対象となる。

このため、平成十二年十月一日以降法人の設立登記をした事業主も対象となるよう、更に平成十三年度も引き続き対象年度となるよう、その延長を図ること。

二、人材の能力開発対策について  
専門知識・技術等労働者に求められている職業能力が多様化している現状に対応するため、職業訓練機関の充実、能力開発に係る企業並びに労働者個人の取り組み等、人材の活性化への支援策が整備されているが、多くの就労者に職業訓練機関があることをより一層PRすると共に、さらなる拡充強化を図ること。

三、研修生から移行した外国人実習

生に対する社会保険・労働保険の適用緩和について  
外国人研修生が全国的に受入されているなか、現在、研修生より実習生に移行すると事業主と雇用契約を結び社会保険・労働保険の掛け金は、事業主と実習生が負担しているが、事業主に大きな負担となっている。したがって、その負担の軽減措置を図ること。

〔情報化部門〕  
一、組合等情報化促進施策の充実について  
大競争時代に突入し、構造改革を求められている日本経済の中で、中小企業の経営環境は益々厳しくなっている。この厳しい情勢の中で、中小企業は経営効率の更なる向上、マーケティング、新製品開発の強化等、新しい経営戦略への取り組みが迫られている。これらの経営戦略には、組合を中心とした情報ネットワークの活用等、コンピュータ通信等の高度利用を必要としている。

このため、次の項目をはじめとする組合等情報化助成策の一層の充実強化を図ること。

組合情報ネットワーク化事業のうちでソフトウェア取得費を補助対象に加えること。  
中小企業の情報化を促進する対策の一環として、組合の情報化を促進するため、組合が行うコンピュータ等情報関連機器の導入に対し助成金制度を設けること。

中小企業情報創造発信強化支援事業は、組合・中小企業等の利用ニーズが高い。今後、組合・中小企業等がインターネットを利用して円滑かつ有効に情報発信するためには、メンテナンス等の運用管理、資金負担など不足する要素が大きく、現在の中央会の総合的なサポートを必要としている。また、中央会がこれらの組合等の情報発信を総合的にサポートしていくためには、中央会自身がサーバを保有し、これら組合等のホームページを一元管理することが必要である。

現在、中小企業情報創造発信強化支援事業におけるハードソフトウェアの補助対象期間の打ち切りが検討されていると側面するが、本事業が軌道に乗っている現状にあり、当分の間継続すること。

〔その他部門〕  
一、廃棄物の資源化に係る補助金について  
環境負荷の軽減対策が地球規模の課題となり、廃棄物問題が大きくクローズアップされ、廃棄物の資源化リサイクルが組合事業としても広く求められている。

例えば、金属業界においては、このことと努力を重ね、今年四月より刃物の研磨スラッジ年間一千二百tを一千六百t以上に昇温可能な電気炉で溶解し、製鋼・一定の形状の製圧建設資材路盤材等にすべく展開中である。

二、インターネットビジネスに対するルール作りについて  
近年の情報化の急激な進展により多くの業種で、電子商取引が開始され、エレクトロニック・コマースメーカーによる消費者との直接取引)に取り組みする業者も急増している。しかし、これらの商法は製造業者が直接消費者に販売する行為であり、今までの流通の一翼を担ってきた卸小売業を中抜きする販売方法である。特に、家電業界においては、大手メーカーがインターネットによる消費者向け販売を開始し、地域家電店は存亡の危機に直面している。

このようにルール又は規制無きインターネット販売が各種業界に拡大すれば、過当競争の激化、業界秩序の崩壊を招くこととなりインターネットビジネスに対するルール作り及び一定の規制等法整備を図ること。

三、外国人研修生の受け入れ人数の拡大について  
現行の外国人研修生受入制度における受入人数は、従業員三人から五十人の企業で最大受入人数は三人となっており、企業規模に応じた受け入れとなっていない。このため、受入企業の中には、多くの研修生を受け入れるため、分社化にちよて多くの研修生を受け入れる企業もあるやに側面している。

よって、企業規模に応じた受入人数とするよう制度の見直しを図ること。  
四、中小企業経営革新支援法の弾力的な運用について  
中小企業の新たな取り組みに対する支援施策として平成十一年度、中小企業経営革新支援法が創設されたが、その補助金を受けけるためには「計画の承認条件」として、現行は付加価値率年二・九%、五年間で一五%の伸び率が計画の承認条件となっているが、事業計画などの妥当性を考慮し計画承認の弾力的運用を図ること。

業者も急増している。しかし、これらの商法は製造業者が直接消費者に販売する行為であり、今までの流通の一翼を担ってきた卸小売業を中抜きする販売方法である。特に、家電業界においては、大手メーカーがインターネットによる消費者向け販売を開始し、地域家電店は存亡の危機に直面している。

## 県内中小企業主要業種の景気動向 (5月末調査)

表の見方: 売上~景況感: 好転・増加 変わらず 悪化・減少

業種	調査項目	売上	受注	収益状況	景況感	見通し
味噌・醤油 豆腐製 肉(国産) 食菓米 酒米	油					
	子					
	菓					
	米					
	造					
ねん 織物染 ニット工 毛織物 合成繊維 ニット雑 靴メンズ 婦人・子	糸					
	色					
	業					
	物					
	貨					
製銘集 家具(美濃) 家具(飛騨) 東濃ひの	材					
	木					
	材					
	(					
	)					
家特紙 庭殊加 紙工刷	紙					
	工					
	刷					

# 景況感が一段と下降

## 八月は一部に好転予想

### 5月景況調査

が多い。当月も例年と同様な推移となり、観光産業は売上増加、製造業や建設業などでは売上・受注の減少傾向が見られ、総合的にも低

中央会が主要業種八十五組合を対象にまとめた「五月の特色」と八月までの景況の見通しは次のとおり。  
**〔五月の特色〕**組合から見た県内中小企業の特徴は、景況感が一段と下降、低価格化が依然進行となっている。  
 五月の景況感D.I値は前月比3ポイント悪化のマイナス26ポイントとなっている。例年五月は、連休、観光シーズン、夏物への切り替え、公共工事の端境期などの要因があり、需要の増減が分かれるが、総合すると、前月比下降となる場合

調気味の横這いで推移している。  
 業種別に見ると、好転業種は観光シーズンで堅調が続いたのが高山旅館。また、前年比景況感の悪化が強いのは木材・木製品、食品、窯業土石、商店街、繊維・同製品である。  
**〔八月までの見通し〕**八月までの景気動向予想はD.I値マイナス20ポイントで、当月実績に対し6ポイントの改善予想がされている。顕著な動向は、一般機器が低調、停滞から好転していることと、ギフト、夏物商品の季節需要の一部に好転予想があげられる。

業種	調査項目	売上	受注	収益状況	景況感	見通し
プラスチック						
陶磁器(工業)						
窯業原料						
耐火レンガ						
生コ						
砂利生産						
砕石生産						
鑄物						
刃物等金属製品(輸出)						
刃物等金属製品(内需)						
メッキ						
機械金属型						
機械工具・工作機械						
電気機械器具						
輸送機器						
各種物産品(観光)						
各種物産品(ギフト)						
陶磁器						
総合卸売業						
青水産物						
家電機器販売						
メガネ販売						
中古自動車販売						

業種	調査項目	売上	受注	収益状況	景況感	見通し
石油製品販売						
石共						
岐阜市商店街						
大垣市商店街						
多治見市商店街						
恵那市商店街						
高山市商店街						
車体整備						
タイヤ整備						
長良川畔旅館						
下呂温泉旅館						
高山旅館						
クリーニン						
広告美術						
情報サービス						
映像制作						
飲食業						
土木(岐阜)						
土木(飛騨)						
木造建築						
鋼構造建築						
電気工事						
管設備工事						
建築板金						
住宅						
貨物運送(岐阜地区)						
貨物運送(県域)						

## 海外駐在員レポート

# 香港サイバーポート

岐阜県香港駐在員 野原 英一

### はじめに

最近の統計によると、90年代に入ってから世界的に貧富の格差が拡大する傾向にあり、ITの進展が更に拍車をかけるといわれている。東南アジア各国もIT分野で先行するインド、マレーシア、シンガポールを始め情報技術のキャッチアップに腐心している。先頃には経済危機から完全には立ち直っておらず、ITの観点から立ち後れた感のあるタイでも、ビーチリゾートで有名なブーケットをサイバー都市にする構想が持ち上がり、注目を集めたところである。一方香港のITの状況はというと、「国際金融都市」「国際物流のハブ」といったイメージとは裏腹に周辺諸国と比較して遅れていた。香港は自由経済を旨とし、政府が経済に介入することは最小限であり、そのことが周辺諸国のようなITプロジェクトがなかった一因でもあった。

### サイバーポート計画の目的

香港サイバーポートは、遅れていたIT分野で香港を国際的に優位なものとするため約1年半前に明らかにされた政府・民間(パシフィックセンチュリーグループ)共同開発のマルチメディア都市建設計画である。既に香港島南西部ポクフラム地内にある政府所有地で基礎工事が始まっている。香港政府はこのプロジェクトにより、情報産業分野で情報技術(IT)と情報サービス(IS)の戦略的な核の創造と人的能力の集積を短期的に図ることを目論んでいる。

### サイバーポートの内容

総面積26万平方メートルの敷地に2007年までにハイテク産業基地としてオフィスのほか、店舗、住宅、教育、レジャー施設などが建設される。サイバーポートには、多国籍企業の誘致と海外からの優秀な技術者獲得のため、ハイクオリティーな環境が提供され、オフィスは衛星、ケーブルなど高速情報通信網を始めとしたITマルチメディア産業に必要なインフラが全て備えられたものとなる予定である。その他に共用施設として、

- (1)コンテンツセンターとサイバー図書館
- (2)マルチメディアラボ施設
- (3)会議場
- (4)大学・研究期間との交流施設
- (5)支援機構オフィス(会計事務所、法律事務所、金融機関など)、商業スペース

などが予定されている。

サイバーポート内のテナント企業は、中～大規模企業が30社、中小企業100社が予定されている。入居予定の多国籍企業として15社が既に発表されている(ヒューレット・パカード、華為、IBM、オラクル、サイベス、ヤフー、パシフィック・コンバージェンス、ソフトバンク、Cisco、CMGI、Legend、Microsoft、Portal、Silicon graphics、光通信)。

### 効果について

サイバーポートは、完成後には国際情報技術サービスのハブ、マルチメディア情報の一大集積地となる。ここでは、情報・通信産業などの高付加価値サービス産業が成長し、12,000人ももの技術者が働く場となる。技術者は香港のみでなく海外と中国本土から集められ、スペシャリスト集団が形成される。人的・地域的交流により地元への技術移転、産業全体への波及効果なども見込まれる。

### 終わりに

サイバーポート計画は、発表された当初全体面積に占めるハイテク以外の部分、分譲住宅やサービス施設などの面積が多いことから、ハイテク基地建設を隠れ蓑にした不動産開発プロジェクトに過ぎないという批判があったが、香港政府は抗議をはねつけ事業を進行している。順調にいけば2001年末に第1期工事が終了し、テナント企業の入居が始まる。そして2003年末までにはオフィス部分全体が完成しサイバーポートの全機能が動き出す予定である。完成後は実際にどのような内容になり、そこからどのような技術・産業が生み出されるのかが興味深いところである。



香港サイバーポートの完成図

アクティブG・一出展者



清掃組合のリサイクルセンター



組合士協会の通常総会



## 21世紀の街・アクティブG

### 岐阜駅高架下に複合商業施設

岐阜県が開発を担当、森ビル都市企画が運営主体の公設民営方式の『ワールドデザインシティ・GIFU(愛称・アクティブG)』が七月七日、JR岐阜駅高架下にオープンした。

アクティブGは、岐阜駅に京都の玄関口にふさわしい新たな賑わい・活力を生み出す目的で企画され、三階建て構造、延べ床面積三万三千㎡。同施設にはデザイン・アート工房 T A K U M E 工房、パペル卸メーカー「レップマト」(八月二十二日に

開業)、食品販売・飲食、楽市楽座、健康施設「フライツァイト岐阜」の四本からなる複合施設が完成した。

オープニング式典には、関係者

## リサイクルセンター完成

### プラスチックの再生加工施設

岐阜県清掃事業協同組合(橋本敏春理事長)が、輪之内町で建設していた『リサイクルセンター』が六月八日に完成した。

同センターは、ペットボトル

や招待者ら約二百五十人が出席し、梶原知事は「21世紀の街ができあがった。これからは、駅前から柳ヶ瀬へと広げ、岐阜市の活性化にもつながることを期待している。また、七月七日は県都再生のスタートの日だったと皆さんも言えるようにしましょ」とあいさつした。

以外のプラスチックを再生加工する施設で、組合関係施設は県内初。循環型社会構築を目指して、分別回収から再生品の製造、出荷までを一環したシステ

△、本格稼働は八月以降となる。施設は、約一万三千二百㎡の敷地に、工場、倉庫、研究棟など延べ四千二百二十五㎡が建ち、テスト段階での処理能力は一

## 時代に即応する組合士を

### 県中小企業組合士協会の総会

岐阜県中小企業組合士協会は六月十三日、大垣共立銀行岐阜支店で、第23回通常総会を開催した。

平成十二年度は、組合士に求められる高度な専門知識と時代の変化に即した応用能力の向上を課題に次の事業を実施する。研修会等を年三回開催し、組

時間につき五百から六百kgの能力を持つ。再生品は、疑木やレンガ、車止め、地下電線管などに製品化する。

合士受験者対象のセミナーも開催。先進地視察研修は会員所属組合等の視察を行うなど、各種事業を実施する。

総会終了後には、本年度初の事業として共立総合研究所調査部の古田干尋副部長を講師に招き、最近の経済情勢についてをテーマに研修会を開催した。

## IT革命の現状を視察

### 欧州産業視察団を派遣

中央会と岐阜県地域情報化産業懇話会が主催する、欧州産業視察の結団式が六月十二日、サンピア岐阜で行われた。

視察は、七月四日から九日間

イギリス、ノルウェーに、ヨーロッパ経済とIT革命の現状を学び、海外と直結した企業経営に取り組みことを目的に視察団を結成した。辻正中央会会長が団長を務

め、十四企業組合で二十一人が参加した。

イギリスでは、英国日本大使館、ミルトンキーンズ工業団地、英国の中小企業者との懇談会の開催、ノルウェーではオスロリサーチパークの視察、下ラ社のクラフトオーナーの講演会などが主な日程である。詳細は、本紙八月号及び組合活性化情報に掲載予定。

## 官公需確保のため事業展開

### 建設関連業団体部会の定会

中央会の岐阜県建設関連業団体部会は六月九日、県民ふれあい会館で『第23回定会』を開催した。

定会では、戸島一博部会長が議長を務め、平成十一年度事業報告書及び収支決算書案、平成十二年度事業計画及び収支予算案、会員の会費賦課及びその納入方法案、取引金融機関案、の四議案について審議し、それぞれ承認した。

平成十二年度の重点事業は、研究懇談会、部会員の抱え



建設関連業団体部会の定会

る官公需確保等に関する諸問題について研究懇談会を開催調査研究、公共工事に関する研修会等の開催及び中央会

## イベント参加で県産品PR

### 食産協・第24回通常総会

岐阜県食品産業協議会は六月九日、岐阜市のホテルグランドヴィール岐阜で、第24回通常総会を開催した。

総会では、平成十一年度事業報告書及び収支決算書案



食産協・通常総会

が行う研究会等に参加 情報提供、建設関連業界の情報収集及び提供、建議・陳情・請願、官公需確保のため関係方面への建議・陳情・請願を行う、などを中心に事業を実施する。予算規模は、約百二十八万円。

平成十二年度事業計画及び収支予算案、会費賦課基準及びその納入方法案、取引金融機関案、役員改選、の五議案を審議し、それぞれ承認した。

平成十二年度の重点事業は、



情産協・通常総会

食品関連の法令・規制に関する情報の収集並びに提供、人材養成・確保事業、研修会・講習会への支援、市場開拓の促進、各種イベントへの参加の四点を中心に事業展開していく。予算規模は七百八十四万円。

役員改選にあたり、次の役員が選ばれた。

会長「安江政弘 副会長「後藤 明、老田正夫、沢田幹夫、伊藤信行、理事「竹中誠一、ほか十一人、監事「森 信男、ほか一人

## 平成11年度決算総会を開催

(社)岐阜県情報産業協会は六月二十三日、長良川ホテルで『平成十二年度第1回通常総会』を開催した。

今回の総会は、平成十一年度の決算総会で、事業報告書案、収支決算書案、正味財産増



電機工業会・企業視察(株)サントリーにて

## 総会と企業視察を同時開催

社団法人岐阜県電機工業会は六月三十日から二日間、『第22回通常総会』の開催と、『企業視察』兼ねて滋賀県・兵庫県の企業視察を行った。

(社)岐阜県情報産業協会 減計算書、貸借対照表、財産目録案の三議案をそれぞれ承認した。

今年度の主な事業は、情報産業関係施策等の情報提供、情報処理技術者の育成などを実施していく。

### (社)岐阜県電機工業会

企業視察は、滋賀県の叶匠寿庵・寿長生の郷及び兵庫県のサントリー(株)山崎蒸溜所の二カ所を視察した。



管理調整チーム  
組織指導チーム  
広報振興チーム  
情報企画チーム  
調査労働チーム  
東濃支所、飛騨支所

# 中央会の会費納入のお願い

中央会では『第45回通常総会』で、会員の皆様方に「承認いただいた平成十二年度会費を岐団中第三八八号の七月四日付けの文書にて、会費の請求書をお送りいたしました。会員各位におかれましては、厳しい経済環境の中で、誠に恐縮に存じますが九月末日までに納入いただきますようお願い申

し上げます。

なお、勝手ながら振込依頼書の振込金受取書をもって領収に代させていただきますが、領収書が必要とされますときは、改めて本会発行の領収書を送付いたしますのでご連絡ください。問い合わせは、中央会・管理調整チーム(TEL〇五八・二七七・一一〇〇)まで。

# 生涯生活設計セミナーのご案内

主催・(社)岐阜県雇用開発協会

(社)岐阜県雇用開発協会では、定年等により退職が予定されている方々を対象に、退職後の生活の大きな変化に円滑に対応していくため、より充実した活力ある豊かなライフスタイルとなるよう必要な心構えや、知識・情報などを提供し理解を深めていただくために、次の日程で『生涯生活設計セミナー』を開催いたします。

九月十四日、午前九時から午後四時四十五分まで、長良川ホテル  
九月二十二日、午前九時から午後四時四十五分まで、大垣フォーラムホテル  
参加費は一人七千円(経費一万四千円の内、七千円は同協会が補助)、詳しくは、(社)岐阜県雇用開発協会(TEL〇五八・二七二・三三五一)まで。

# 退職金づくりは中退共で

## 中小企業退職金制度のご案内

中小企業退職金共済制度(中退共)は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、国の援助で大企業と同じような退職金の支払いを目的に作られた国の制度です。制度の特色は、次のとおりです。

一、掛金の一部を国が助成します。新たに加入する事業主に、掛金の三分の一を二年間

掛金月額を増額する事業主に、増額分の三分の一を一年間、助成します。

二、掛金は税法上、全額損金・必要経費として、「非課税」になります。

三、加入前の過去勤務期間や転職した場合に通算ができません。

四、退職金は一時払いによるほか、分割して受け取ることが

できます。

五、福利厚生施設設置資金の融資が受けられます。

六、パートタイマーの方々も加入できます。

問い合わせは、中退共・名古屋相談コーナー(TEL〇五二・六八一・八九五二)、岐阜県労働雇用課(TEL〇五八・二七二・一一一一)、岐阜労働局資金室(TEL〇五八・二四五・八一〇四)まで。

または、中央会・調査労働チーム(TEL〇五八・二七七・一一〇三)まで。

### 六月中

- 2日 岐阜県公害防止協会・通常総会(県庁大会議室)
- 7日 エンタープライズ岐阜・調整会議・県民ふれあい会館)
- 8日 岐阜県清掃事業協同組合・リサイクルセンター竣工式(同センター)
- 9日 岐阜県建設関連連業団体部会・定会県民ふれあい会館)
- 岐阜県食品産業協議会・通常総会(グランヴェール岐山)
- 12日 欧州産業視察・結団式(サンピア岐阜)
- 13日 岐阜県中小企業組合士協会・通常総会(大垣共立銀

### 行・岐阜支店)

- 岐阜県職業能力開発協会・通常総会(ぎふ長良川ハイッ)
- 15日 岐阜県地域情報化産業懇話会・通常総会(ソフトピアジャパン)



- エンタープライズ岐阜・ウンストップサービス研修会(テクノプラザ)
- 16日 中小企業組合士全国交流会(東京)
- 岐阜県産業経済振興セン

### ター・理事会(県民ふれあい会館)

- ソフトピアジャパン 理事会(ソフトピアジャパン)
- 21日 岐阜県研究開発財団・理事會(テクノプラザ)
- 22日 中央会・理事会(未来会館)

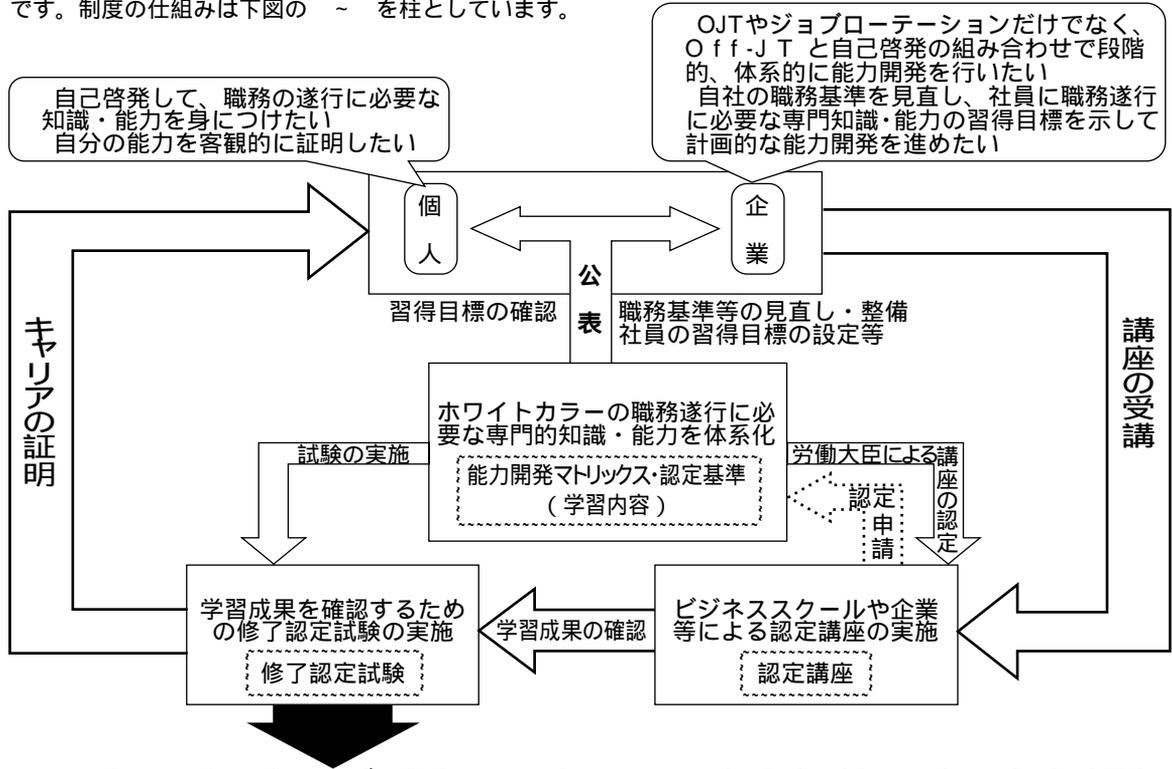
### 岐阜県広報センター・理事會(県民ふれあい会館)

- 23日 岐阜県情報産業協会・通常総会(長良川ホテル)
- 岐阜県最低賃金審議会・運営小委員会(岐阜合同庁舎)
- 30日 岐阜県電機工業会・通常総会(兵庫県他)

ホワイトカラー層のキャリア・アップを支援する教育訓練システム

# ビジネス・キャリア制度

ビジネス・キャリア制度は、ホワイトカラー層を中心とする労働者が担当職務を適切に遂行するために必要となる専門的知識・能力を体系的・段階的に習得することを目的として、平成5年度に労働省が創設した学習システムです。制度の仕組みは下図の ~ を柱としています。



## 平成12年度 ビジネス・キャリア制度修了認定試験

修了認定試験は習得した知識・能力を客観的に判断・評価することができます。一定の基準に到達された方には、中央職業能力開発協会会長が「ビジネス・キャリア制度修了認定書」を発行します。

前期試験日:平成12年10月7日(土)・8日(日)

受験申請受付:平成12年8月14日(月)~25日(金)

後期試験日:平成13年3月10日(土)・11日(日)

受験申請受付:平成13年1月15日(月)~26日(金)

### 試験実施分野(163ユニット)

人事・労務・能力開発分野 経理・財務分野 営業・マーケティング分野  
 生産管理分野 法務・総務分野 広報・広告分野 物流管理分野  
 情報・事務管理分野 経営企画分野 国際業務分野

**受験資格**

修了認定試験は、次のいずれかに該当する方が受験できます。

- (1) 認定教育訓練受講修了者  
 受験希望のユニットに対応するビジネス・キャリア制度に基づく労働大臣認定教育訓練の受講を修了した方
- (2) 実務経験者  
 受験希望のユニットに関連のある実務経験(初級ユニットは3年以上、中級ユニットは5年以上)を有する方

**試験方法**

修了認定試験は、ユニットごとに定められている教育内容等の基準に関し、ユニットごとに筆記試験(多肢選択、マークシート方式)で行います。試験時間及び試験問題数は各ユニットによって異なりますが、25問90分又は40問120分が標準です。

**手数料**

1ユニット当たり2,000円(消費税込み)

**受験申請**

申請書に添付の振込用紙を用いて、受験希望のユニット数に相当する手数料を郵便局から振込後、受験申請書を受付期間内に当協会に持参または郵送により提出して下さい。受験申請書類は当協会にて配布いたします。

資料請求・お問い合わせ先 / **岐阜県職業能力開発協会**  
 〒502-0841 岐阜市学園町2丁目33番地 TEL058-233-4777 FAX058-233-3449